

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

福岡県汚水処理構想推進及び朝倉市「水源地」再生計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県、朝倉市

### 3 地域再生計画の区域

朝倉市の全域

### 4 地域再生計画の目標

平成18年3月20日に甘木市、朝倉町、杷木町が合併して誕生した朝倉市は、福岡県のほぼ中央部に位置し、人口61,418人（平成17年3月31日現在）の田園都市であり、東西25km、南北15km、総面積246.73k㎡である。市の北部には、古処山、馬見山、十石山、鳥屋山など、800～900m級の山々が連なり山岳丘陵地帯を形成し、ここを源とする筑後川水系の小石原川と佐田川の一級河川によってできた肥沃な穀倉地帯が市の南部に水と緑あふれる農村集落を形成している。本市の基幹産業の中心は農業で、米麦の他果樹や施設園芸、畜産等様々な営農がなされている。また、第二次産業では、麒麟ビール福岡工場をはじめ、数多くの企業が進出している。

今まで本市では、広大な市域の大部分が山林という恵まれた自然を生かし、水資源の開発が進められてきた。江川ダム（有効貯水量2,400万トン）、寺内ダム（有効貯水量1,600万トン）と全国でも珍しく、市域に2つの連結ダムの建設が行われ、現在第三のダムとして、小石原川ダム（有効貯水量3,910万トン）の建設計画が進んでおり、市内の農業用水はもとより福岡市の飲料水として重要な水資源地域となっている。さらに、本市下流の筑後川は、九州の穀倉地である両筑平野を潤し、福岡都心部及び久留米市の重要な水源となり、閉鎖性水域の有明海へと流れ込んでいるため、水源地である本市の全

域において、早急に水質浄化を図っていく必要がある。

しかしながら、生活様式の多様化や社会環境の変化の中で、本市においても市街地を中心として急速に宅地化が進み、それに伴う生活雑排水による河川汚濁が大きな問題となる一方、山間部の集落においても、未処理の生活雑排水が河川に多く流れ込み、自然の浄化能力を超えた状況にある。

このため、福岡県は、旧甘木市を生活排水対策重点地域に指定し、同市と協働して「生活排水対策推進計画」を策定し、的確に進捗管理を行うことにより生活排水対策の推進を図っている。また県職員による出前講座を活用しながら、生活排水の浄化の重要性を住民に対して啓発していく。

本市では、かけがえない水源地を守るため、以前から市内全域の生活排水や工場排水の浄化のため、農業集落排水事業や公共下水道事業、合併浄化槽事業に取り組んできた。これらの事業の結果、平成16年度末の汚水処理人口普及率は51.9%（甘木市、朝倉町、杷木町合計）となり、河川等の公共用水域の水質改善に大きく寄与し、一部の地域では、ほたるやハヤがよみがえり、河川の浄化に一定の効果が現れている。したがって、今後ともこれらの事業を積極的に推進し、住民の生活環境の改善と市内全域の水質の浄化を図り、水源地朝倉市の再生を目指す。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を51.9%から71.3%に向上

（目標2）小石原川、佐田川の水質改善

（BOD 小石原川 1.3mg/L、佐田川 1.6 mg/L を、1 mg/L 以下に引き下げる。）

## 5 目標を達成するために行う事業

### （5-1）全体の概要

朝倉市は、汚水処理施設整備交付金及び福岡県浄化槽整備補助金などを効果的に利用しながら市全域の生活雑排水及び工場排水等の処理を適正に行って水質の浄化を図る。市内の中心部は公共下水道事業（流域関連）、秋月地区を中心とする観光地は公共下水

道事業（特定環境保全）、農村集落部は農業集落排水施設、人口密度の比較的少ない地域及び山間部については浄化槽事業（市設置型）を継続して実施していく。また、公共下水道の計画区域に予定されている地域であっても、事業の認可が取られていない地域等においては、浄化槽事業（個人設置型）を推進する。

福岡県は、県職員による出前講座を実施し、水環境の浄化の重要性を住民に対して啓発していく。

#### （５－２）法第５章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示した図面による。

##### [事業主体]

- ・いずれも朝倉市

##### [施設の種類]

- ・ 公共下水道（流域関連、特定環境保全）、農業集落排水施設、浄化槽（市設置型、個人設置型）

##### [事業区域]

- ・ 公共下水道（流域関連、認可済み） 朝倉市 甘木、立石、馬田地区
- ・ 公共下水道（特定環境保全、認可済み） 朝倉市 秋月、上秋月、安川地区
- ・ 農業集落排水施設 朝倉市 蜷城地区
- ・ 浄化槽（市設置型） 朝倉市全域（集合処理の計画されていない地域）
- ・ 浄化槽（個人設置型） 朝倉市 旧甘木市全域（集合処理の認可区域及び市設置型で整備する場合は除く）、旧杷木町の全域（市設置型で整備する場合は除く）

##### [事業期間]

- ・ 公共下水道 平成１７年度～２１年度
- ・ 農業集落排水施設 平成１７年度～２０年度
- ・ 浄化槽 平成１７年度～２１年度

##### [整備量]

- ・ 公共下水道（流域関連）  $\phi=150\sim400$  28,122m
- ・ 公共下水道（特定環境保全）  $\phi=100\sim500$  7,906m

	処理場	1カ所
・農業集落排水施設	φ=150～300	15,200m
	処理場	1カ所
・浄化槽（市設置型・個人設置型）		577基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道（流域関連） 4,803人、公共下水道（特定環境保全）886人、農業集落排水施設 1,324人、浄化槽（市設置型） 1,322人、浄化槽（個人設置型）1,009人

[事業費]

・公共下水道（流域関連）	3,144,000千円	
		（うち、交付金 1,572,000千円）
・公共下水道（特定環境保全）	1,493,000千円	
		（うち、交付金 775,450千円）
・農業集落排水施設	1,540,250千円	
		（うち、交付金 770,125千円）
・浄化槽（市設置型）	254,272千円	
		（うち、交付金 84,755千円）
・浄化槽（個人設置型）	92,050千円	
		（うち、交付金 30,682千円）
・合計	6,523,572千円	
		（うち、交付金 3,233,012千円）

### （5－3）その他の事業

- ・県職員による出前講座

「水質保全と生活排水対策」、「かわの役割」、「下水道の役割と仕組みについて」などをテーマに県職員が直に住民に対して説明を行う。

## 6 計画期間

平成17年度～21年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を本市が調査、評価し、公表する。ま

た、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、市内の有識者、各種団体代表等で構成する「朝倉市水源地再生計画評価協議会」を設立し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われているか、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を同協議会において把握し、必要に応じて市に適切な措置をとるよう提言する。

県も専門的立場から意見を述べるなどして、朝倉市とともに目標の達成状況に係る評価に参画する。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし